

鳥取市地元企業人材確保助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地元企業人材確保助成金（以下「本助成金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本助成金は、市内の中小企業等が従業員を正規に雇用することを目的に、自社の魅力を発信するPR動画の作成など人材確保に係る経費の一部を助成することにより、市内企業の広報を推進させるとともに、市内企業の人材確保と大学生等の市内就職を促進することを目的として交付する。

(対象者)

第3条 本助成金の対象者となる者（以下「助成対象者」という。）は、鳥取市内に本社又は支社が所在する事業者であって、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者

イ 社会福祉法人、医療福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員でないこと。また、暴力団と密接な関わりのある事業者でないこと。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

(4) 本助成金の交付申請の日又は交付決定の日において、破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。

(5) 市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。

(6) 市内を主な勤務地とする新規学卒者等の採用予定があること。

(助成対象事業等)

第4条 本助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）及び対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表に掲げる事業及び経費とする。

- 2 本助成金の交付は、1年度1事業者につき1回とする。
- 3 助成対象事業は、本助成金の交付決定後に着手し、本助成金の交付決定があった日の属する年度の末日までに完了しなければならない。
- 4 助成対象経費について、消費税及び地方消費税は含まない。

(助成金の算定)

第5条 本助成金の額は、助成対象経費に4分の3を乗じた額（千円未満の端数は、切り捨てる。）と10万円のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 鳥取市地元企業人材確保実施計画書（様式第1号）
- (2) 企業の概要を明らかにする書類（パンフレット等概要がわかるもの）
- (3) 経費の金額を明らかにする書類（業者見積書等）
- (4) 助成対象事業に係る関係書類（事業の内容がわかるもの）
- (5) 市税等納付状況確認同意書（様式第2号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本助成金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第8条 本助成金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助対象事業の完了後速やかに行わなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書は様式第3号によるものとし、実績報告書に添付すべき

同条各号に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 助成対象経費の金額及び支払ったことが確認できる書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

助成対象事業		助成対象経費	備考
PR 動画作成	外部委託する場合	委託料（シナリオライター費、取材・撮影費等）	活用は、令和5年度まで実施していた「鳥取市地元企業就職PR動画作成助成金」を含め1回限り
	自社作成する場合	① 撮影機材等に係るレンタル料 ② 動画編集等ソフトウェア購入費用 ③ 撮影及び動画データの保存に必要な消耗品及び資材の購入費用 ④ 著作権料（動画に効果音又はBGMを加える場合など。ただし、助成対象事業終了後も継続して利用できるものに限る。） ⑤ 謝金又は委託料（動画にナレーションや字幕を加える場合や、企業紹介を行うレポーター等を外部の企業又は個人に依頼する場合）	
就職イベント参加事業		① 企業説明会等（オンライン形式含む。）への出展費・参加費 ② 交通費（公共交通機関の場合は、最も合理的な経路の運賃を上限とし、グリーン席及びビジネスクラス以上の料金又は当該料金に相当する額を除く。車の場合は1キロメートルにつき37円とする。（職員等の旅費に関する条例（昭和46年鳥取市条例第3号）の規定に準ずる。)) ③ 高速道路使用料 ④ 宿泊費（1人1泊当たり10,900円を限度とする。）	活用は、各年度1回とし、最大3回まで
就職情報サイトへの掲載		就職情報サイトの掲載料	
採用コンサルティング事業		委託料（採用戦略、選考体制、内定者のフォロー構築等）	

※上記に掲げる事業に応じた費用とし、消費税及び地方消費税は含まない。